

今回の広報で取り上げる項目は以上です。条例にはこのほかにも注意しなければならないことなどがたくさん書かれていますが、省

一人ひとりの積み重ねが

大きな力になります

私一人だけなら大丈夫とか、私一人だけ守つたってどうにもならぬという考え方は捨てなければなりません。これは、今までに出たどの項目にも言えることです。

あなた一人でも守ることによつて、その分確実に環境が保たれることになります。あなたの分だけでもいいから汚さないでほしいのです。これが積み重なつたら、ものすごい量になります。

大館には、ちゃんとそれを実践してみせた例があるではありませんか。お忘れではないでしょうか？ 塩ビ系ごみの分別収集がそれです。ごみ処理場からダイオキシンが基準を上回つて排出されていると、いうことで、急にはじめたのですが、疑問を持ちながらも皆さんは協力してくれました。その結果、短期間で見事に暫定基準値以下になつたではありませんか。

一人ひとりのしていることは小さなことです。それが全体に広がると大きなものになるということが分かつたではないですか。大館に住んでいる人みんながそれを行つているはずです。

収集された塩ビ系ごみは破碎されてから処理されます

略します。詳しいことを知りたいと思われるかたは、環境関係条例の説明会を下記日程で開催しますので、そちらでご確認ください。

違反したらどうなるの

市の環境保全条例には、勧告や指導をする規定はあります。そのため、もし違反があつても市の条例によつて処罰されるようなことはありません（法律や県の条例によつて処罰されることはあります）。

ただし、勧告や指導に応じない悪質な者に対しても、同じく四月から施行される「大館市情報公開条例」の規定により、氏名の公表を行うことがあります。

話が戻りますが、罰則があるから条例を守るのではなくなりません。ごく当たり前のこととしてこれらを守つていくことが大切なことです。

市の「環境保全条例」は、ちょっとと忘れていたモラルを文にしただけ、と思つていただければよいのです。だから罰則規定はいらないのです。



環境基本条例、環境保全条例についてのお問い合わせは生活環境課

☎ 49-3111（内線247）へ

環境基本条例

環境保全条例 地区別説明会

市では、皆さんに条例の内容を理解していただくため、次の日程で説明会を開催します。

2月19日（金）

釧路内公民館

2月20日（土）

上川沿公民館

2月21日（日）

真中公民館

2月22日（月）

下川沿公民館

2月23日（火）

十二所公民館

2月24日（水）

矢立公民館

2月25日（木）

二井田公民館

2月26日（金）

花岡公民館

2月27日（土）

中央公民館

3月1日（月）

大館地域職業訓練センター



開催時間・いずれも19時～20時30分